

「世界農業遺産」認定に向けた取組について

1. 「世界農業遺産」(GIAHS) とは

社会や環境に適応しながら何世代にもわたり形作られてきた伝統的な農林水産業とそれに関わって育まれた文化、景観、生物多様性などが一体となった世界的に重要な農林水産業システムで、国連食糧農業機関(FAO)が認定するもの。

世界で37地域(うち日本は8地域)がこれまでに認定されている。

2. 「世界農業遺産」認定の効果

○地域固有の農林水産業の価値が世界的に認められることで、地域の人々に誇りと自信をもたらすとともに、

①農林水産物のブランド化と生産振興

②地域資源を活用した観光産業の推進

③企業との連携

などによる地域経済の活性化が期待される。

○効果の一例

	認定を受けたシステム	効果
①	能登の里山里海	「世界農業遺産関連品のブランド化」により認定前に比べ1.5倍の売上を実現
②	トキと共生する佐渡の里山	廃校を活用した交流施設が拠点となり大学生が数多く訪問
③	阿蘇の草原の維持と持続的農業	地元金融機関との連携により、個人預金総額の一定割合が基金に寄附される仕組みを構築

3. 「世界農業遺産」認定に向けてのスケジュール(案)

- ・H29 申請書、活用・保全計画の作成、機運の醸成、申請主体(協議会)設立
- ・H30 農林水産省に申請(「日本農業遺産」の認定・「世界農業遺産」への認定申請に係る承認)
- ・H31 国連食糧農業機関(FAO)に申請(→認定)

4. 認定申請にあたっての考え方

○世界農業遺産として必要な認定基準

1) 世界的重要性

①食料および生計の保障、

②農林水産業上の生物多様性

③地域の伝統的な知識システム

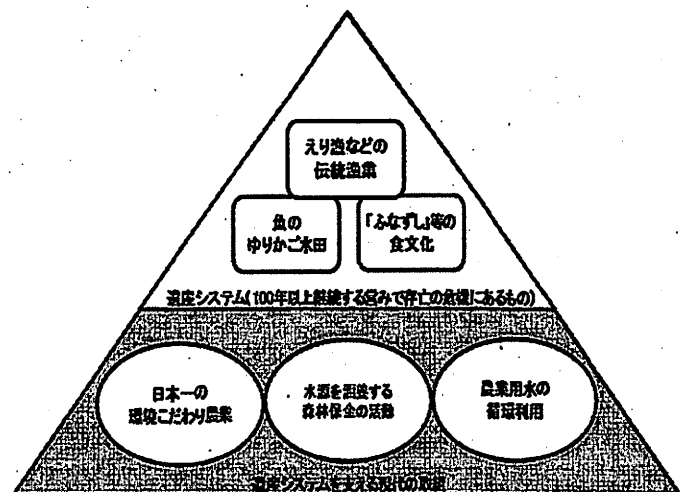
④文化、価値観および社会組織

⑤ランドスケープおよびシースケープ

2) 歴史的重要性

3) 現代的重要性

イメージ(案)



○世界的独自性をアピールする滋賀ならではの遺産的な営みとしては、

①エリ漁をはじめとする資源にやさしい琵琶湖漁業

②湖魚の繁殖を支えてきた「魚のゆりかご水田」

③「ふなずし」をはじめとする「ナレズシ」による独自の食文化 があげられる。

○現代的な取組である日本一の「環境こだわり農業」や水源となる森林保全活動、農業用水の循環利用などで支えながら、遺産的な営みを次世代へと受け継いでいく。

○このように、琵琶湖と共生してきた滋賀の農林水産業について、県独自のシステムとしてストーリー性をもたせる。

5.平成28年度の取組実績

①「琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会」設立準備会設置（9月15日）

県・19市町・農林漁業関係団体・大学・NPO・個人などで構成

団体会員83団体・個人会員272名（H29.4月末）

②申請に向けたストーリーの検討 龍谷大学と県との推進会議、専門家へのヒアリング等

③情報発信による機運の盛り上げ

1) シンポジウムの開催

・第1回キックオフシンポジウム（H28.9.24・近江八幡市G-NETしが）参加者 320名

・第2回シンポジウム（H29.2.19・大津市県立県民交流センター）参加者 180名

2) 県広報誌やSNSやホームページなどでの発信

3) 県内各地のイベントや講演会などでのPR

6.平成29年度の事業計画

①申請主体となる協議会の設置

H29年度末に現在の準備会から移行予定

②申請書の作成

平成30年度の農林水産省への申請に向けて申請書等を作成

③情報発信等による機運の盛り上げ

1) シンポジウムの開催（2回）

2) 県内農山漁村の魅力発信ツアー

3) 農業高校生や大学生に対する出前講座

4) 若手農林漁業者トークイベント

5) SNS、ホームページ、ラジオCMなど

6) プロモーション映像の作成

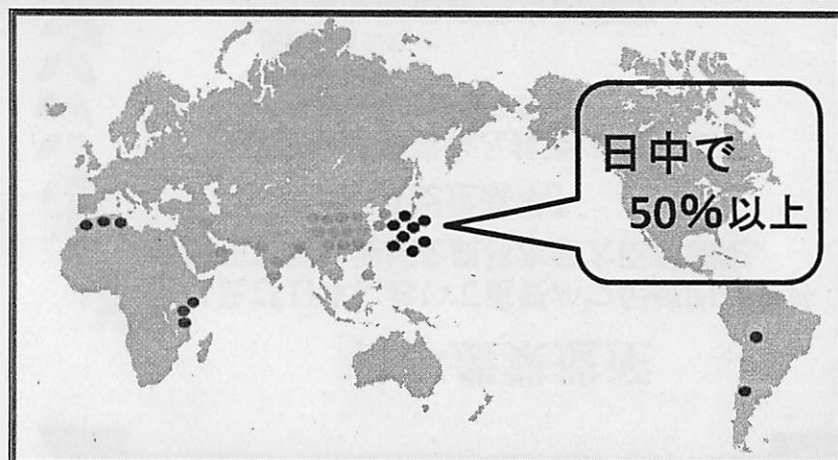
7) 県内各地のイベントや講演会などでのPR

7.その他

○世界農業遺産認定の状況（平成28年10月現在）別紙のどおり

○農水省の公募受付は2年に1度の予定（次回は H30.4月～9月：H28と同様の場合）

「世界農業遺産」認定地域とは・・・



GIAHSの認定サイトは、
2016年10月現在
37地域(16か国)

国名	NO	認定年	認定を受けたシステム
日本	1	2011	トキと共生する佐渡の里山
	2	2011	能登の里山里海
	3	2013	静岡の茶草場農法
	4	2013	阿蘇の草原の維持と持続的農業
	5	2013	クヌギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産循環
	6	2015	清流長良川の鮎
	7	2015	みなべ・田辺の梅システム
	8	2015	高千穂郷・椎葉山地域の山間地農林業複合システム
中国	9	2005	青田の水田養魚
	10	2010	ハニ族の棚田
	11	2010	万年の伝統稲作
	12	2011	トン族の稲作・養魚・養鴨システム
	13	2012	アオハンの乾燥地農業
	14	2012	プアールの伝統的農茶農業
	15	2013	会稽山の古代中国トレイ
	16	2013	宣化のぶどう栽培の都市農業遺産
	17	2014	興化の嵩上げ畑農業システム
	18	2014	佳県の伝統的ナツメ農園
	19	2014	福州のジャスミン・茶栽培システム

国名	NO	認定年	認定を受けたシステム
韓国	20	2014	青山島のグドウルジャン棚田灌漑管理システム
	21	2014	済州島の石垣農業システム
フィリピン	22	2011	イフガオの棚田
バングラディッシュ	23	2015	フローティングガーデン農法
インド	24	2011	カシミールのサフラン農業
	25	2012	コラブッドの伝統農業
	26	2013	海抜以下でのクッタナド農業システム
イラン	27	2013	カシャーンのカナート灌漑システム
UAE	28	2015	アル・アイン及びリワの伝統的ナツメヤシ栽培システム
アルジェリア	29	2011	ゴートオアシスシステム
チュニジア	30	2011	ガフサのオアシスシステム
モロッコ	31	2011	アトラス山脈のオアシスシステム
	32	2011	マサイの牧畜
	33	2011	アグロフォレストリースystem
ケニア	34	2011	マサイの牧畜
ペルー	35	2011	アンデス農業
チリ	36	2011	チロエ農業
エジプト	37	2016	オアシス農業 (西部砂漠地帯)

「日本農業遺産」 平成28年度創設

- 世界農業遺産へ認定申請するための国内承認体制を整備。世界及び日本において重要かつ伝統的な農林水産業のシステムを認定。
- 認定後は、認定による知名度の向上を活用した地域振興を推進。
- 評価基準に基づき日本農業遺産の認定地域と、世界農業遺産の認定申請を承認する地域を選定。

日本では、現在も伝統的で多様な農林水産業が営まれ、美しい田園風景、伝統ある故郷、助け合いの農村文化が守り続けられています。農林水産省では、将来に受け継がれるべき伝統的な農林水産業システムを広く発掘し、その価値を評価するため「日本農業遺産」制度を創設します。

日本農業遺産と世界農業遺産

日本農業遺産認定に期待される効果

日本農業遺産

世界及び日本において重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域を農林水産大臣が認定。

【認定基準】

①世界農業遺産と共通の認定基準

- ・世界的及び国内的重要性
- ・歴史的重要性
- ・現代的重要性

②日本農業遺産独自の基準

- ・自然災害や生態系の変化に対する回復力
- ・多様な主体の参加
- ・6次産業化の推進

